

後援名義使用規程

2011年10月9日 制定
2017年5月12日一部改正

(目的)

第1条 一般社団法人日本写真作家協会（以下当協会）は、定款第3条に謳っている通り、会員の写真創作活動を積極的に推進して行く。

(適用の範囲)

第2条 当協会は、会員のみが出展するグループ展、会員が主催する個展及び会員が原則として過半数を占めるグループ展に、後援名義の使用を認める。

(適用条件)

第3条 後援を受けようとする会員及びグループは、開催を決め、印刷物を発行する以前に、主催者、展覧会のタイトル、会場、会期、出展者数等の概要を当協会の書式に則り、事務局に申し込むものとする。

第4条 事務局は、提出された書類を精査し、総務担当副会長又は専務理事に書面又はメール等にて報告、承認を得る。

(援助)

第5条 当協会は、展覧会に対し、名義使用のみで、金銭的な援助はしないが、展覧会開催には、広報担当者による取材、WEBによる展覧会告知・掲載、会報への掲載等側面から援助する。

(適用義務)

第6条 展覧会主催者は、展覧会終了後、当協会の書式に則り、収支報告・来場者数等結果を報告する。

(当規則の改廃)

第7条 当規程の改廃は理事会の決議を経なければならない。

付則

1. この規定は、制定日から施行するが、主催者は、当協会の書式ができるまでは、第3条及び第6条の要件を記載し、提出をすれば足るものとする。

2. 適用に疑義が生じた場合は、会長の判断に委ねる。